

令和7年度 中央区介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金（上半期分）

令和7年9月30日までに東京都または中央区から指定を受けた区内介護サービス事業所に対し、光熱費および食材費、また、送迎に使用する車両の燃料費の物価高騰に対する支援を行う。

1 対象サービス

- (1) 入所系サービス
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、軽費老人ホーム(ケアハウス)、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期入所)、(介護予防)認知症対応型共同生活介護
- (2) 通所系サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(通所)
- (3) 訪問系サービス
(介護予防・日常生活支援総合事業)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護(居宅)、居宅介護支援

※東京都が実施する「介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策事業」及び「特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策事業」の対象となる令和7年4月1日から令和7年9月30日までの経費は補助対象外とする。

(注)東京都が対象外としている介護保険法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費の支給を受けていない入所者分の経費は対象とする。

※区立施設の光熱費は対象外とする。

(注)事業所が一部を負担している場合その割合に応じ支払う。

※訪問系サービス事業所が区へ申請する場合は東京都への燃料費補助申請は不可とする。

(注)区補助の費目が光熱費・食材費及び燃料費であるため。

※令和7年7月1日以前に、区外へ住所変更、廃業している事業所は、本事業の対象外。

2 対象期間

令和7年4月1日から令和7年9月30日まで

3 補助金額

入所系	光熱費、食材費 令和7年7月1日時点の定員数×開所日数×126円
通所系 ※①と②の合計	① 光熱費、食材費 令和7年7月1日時点の定員数×開所日数×35円 (注1) 半日単位でのサービスの提供などで食事の提供がない場合、お茶及びお茶菓子のみを提供している場合は16円となります。 ② 燃料費 令和7年7月1日時点で事業所が所有する送迎用の車両台数(注1)×開所月数×1,700円 (注2) 同一事業所内で提供する複数サービスで同一の車両を使用している場合は、いずれか1つのサービスで申請。
訪問系	光熱費、食材費及び燃料費 令和7年7月1日時点開設している1事業所あたり 最大 29,500円 (注3) 指定日により金額が変わります。(7月1日以降に区外へ住所変更した場合も金額が変わります。)

4 提出書類

提出期限：令和7年9月5日（金）

※令和7年9月中に東京都又は区から指定を受け運営を開始した事業所も対象となりますが、詳細は区へお問い合わせください。

区ホームページより申請書類をダウンロードし、(1)～(5)はメールで申請してください。
(6)の申請が必要な場合は、(1)～(5)をメールで申請後、(6)のみを郵送してください。
※(1)、(2)はExcel形式、(3)～(5)はPDF形式で申請してください。

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 算出表(第2～4号様式のうち対象となるサービスの様式)
※入所系は第2号様式をご提出ください。
※通所系は第3号様式をご提出ください。
※訪問系は第4号様式をご提出ください。
- (3) サービス指定通知書の写し
※申請日が有効期間内であること。
※更新をしている場合は、最新の指定更新通知書の写し。
- (4) 運営規程の写し
※入所系、通所系のみ。
- (5) 自動車検査証の写し
※通所系で燃料費補助を申請する事業所のみ。
- (6) 口座振替登録依頼書
※通帳など、口座番号、名義を確認できるものの写しを添付すること。
※令和4～6年度に提出済みであり、住所、代表者、口座などに変更がない場合は、提出不要。

【区ホームページ】
URL: <https://www.city.chuo.lg.jp/a0029/kenkouiryou/20230130.html>

中央区トップページ
＞健康・医療・福祉
＞高齢者福祉・介護
＞介護保険
＞介護保険(事業者の方)
＞中央区介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業(上半期分)の実施



区HPへ

5 交付までの流れ

令和7年 8月15日	:	申請案内（中央区→事業者）
9月 5日	:	交付申請締め切り（事業者→中央区）
9月中旬	:	交付決定（中央区→事業者）
9月下旬	:	請 求（事業者→中央区）
10月中旬	:	交 付（中央区→事業者）

（問合せ・申請先）
〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1
中央区福祉保健部介護保険課事業者支援給付係
【電話】03-3546-5377
【メールアドレス】kaigo-bukka1@city.chuo.lg.jp